

岡崎市こども発達センターオープンスペース利用方針

(趣旨)

第1条 この方針は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に基づき、こども発達センター内にあるオープンスペース（以下「オープンスペース」という。）の利用方針を定めるものとする。

(目的)

第2条 オープンスペースは、こども発達支援センターのサービス提供時間外に、児童固有の特性等により地域の遊び場になじめない親子が気兼ねなく遊べる場を提供することで、社会参加のきっかけ作りを促すことを目的とする。

(定義)

第3条 この方針で使用する用語は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に定める用語の例による。

(利用者)

第4条 オープンスペースを利用できる者は、こども発達センターを利用する児童その他の児童及びその保護者とする。

(開放時間)

第5条 オープンスペースの開放時間は、こども発達支援センターの利用時間のうち、サービス提供時間後とする。

(選定事業者の責務)

第6条 選定事業者は、オープンスペースを利用する者が安全かつ快適に利用できるよう配慮しなければならない。

(利用規則)

第7条 選定事業者は、オープンスペースの運営に関し必要な事項を、利用規則で定めるものとする。

附 則

この方針は、こども発達センター開設の日から施行する。